

「認定の基準」についての分野別指針

—電気工作物の溶接：溶接部—

JAB PD357:201~~8~~4D3

第 ~~65~~ 版：201~~8~~4年 ~~mm-6~~月 ~~dd-1~~日

第 1 版：2004 年 4 月 16 日

公益財団法人日本適合性認定協会

「認定の基準」についての分野別指針—電気工作物の溶接部—

目次

0. 序文.....	33
1. 適用範囲.....	33
2. 引用法規及び引用文書.....	44
3. 定義.....	45
4. 認証機関.....	45
5. 認証機関の要員.....	56
6. 認証の申請.....	67
7. 評価のための準備.....	67
8. 評価.....	78
9. 評価報告書.....	89
10. 認証に関する決定.....	89
11. サーベイランス.....	910
12. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用.....	910
付表 1 製品（溶接部）評価・認証の概略フロー.....	1011
付表 2 電気工作物の溶接に関する民間製品認証制度における ICS コードと認証区分等の例.....	1011
1. 適用範囲.....	3
2. 引用法規及び引用文書.....	3
3. 定義.....	4
4. 認証機関.....	4
5. 認証機関の評価要員.....	5
6. 認証の申請.....	6
7. 評価のための準備.....	6
8. 評価.....	6
9. 評価報告書.....	8
10. 認証に関する決定.....	8
11. サーベイランス.....	8
12. 適合にかかる権利、 <u> </u> 認証書及びマークの使用.....	9
付表 1.....	製品（溶接部）評価・認証の概略フロー..... 10
付表 2 電気工作物の溶接に関する民間製品認証制度における認証／認定範囲の分類.....	11

0. 序文

本指針は、電電気工作物の製品（溶接部）について認証を行う製品認証機関の JIS Q 17065 「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」及び（一社）火力原子力発電技術協会規格「TNS-S3102-2017 電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）の補足規準及び指針－製品認証機関に対する認定－」（以下、TNS-S3102 という）~~JAB PD102「製品認証機関に対する認定の補足基準及び指針－電気工作物溶接関連－」~~並びに該当すれば、JAB PD103「製品認証機関に対する認定の補足基準－電気工作物の溶接士の承認－」に基づく認定に際して適用する追加の指針を示すものである。

本指針は、公公益財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会）という）の製品認証機関（以下、認証機関）という）の認定基準である JIS Q 17065 及び TNS-S3102~~JAB PD102~~の要求事項を、電電気工作物の製品（溶接部）固有の特殊性に合せて具体的に詳細化し、電電気工作物の製品（溶接部）の製品認証を適正に実行する認証機関及び審査員が認定審査の際に考慮すべき、最低限の内容を分野別指針として示したものであり、これらの指針は、JIS Q 17065 及び JAB PD102 TNS-S3102の要求事項を超えるものではない。

なお、本本指針の適用にあたっては以下の前提要件を満たしているものとする。

- ・ TNS-S3101-2017~~4~~「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）」（以下、TNS-S3101 という。）に基づき、溶接管理プロセスに係る認証（プロセス認証）を取得若しくは申請している溶接施工工場が製造する製品（溶接部）を対象とする。

ただし、当該プロセス認証を申請中の場合は、個別製品（溶接部）の認証書発行日／発効日までに、その申請に係わるプロセス認証が取得されていることとする。

本文書において「・・・することが望ましい。」又は「・・・するのがよい。」と表現されている事項は、認証機関がこの表現どおりに実施することを本協会として必ずしも要求するものではないが、認証機関はこの指針の意図する機能を何らかの方法によって満たしていることが必要である。

備考：末尾の【 】内に、関連する文書とその項番号を示す。

1. 適用範囲

~~1.1~~ 本指針は、電JIS Q 17065 及び JAB PD102 TNS-S3102に基づき、製品認証の対象である「電気工作物の製品（溶接部）」を、「TNS-S3101-2011 電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）」（以下、溶接民間製品認証規格という。）に基づいて評価し認証する認証機関に適用する指針である。

~~1.1.2~~ 認証対象製品

1.3 項に定められた基準に適合した製品(溶接部)

1.3 認証基準

- ・ 技術基準(平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 51 号)
- ・ 技術基準解釈(平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号)

・検査解釈(平成 24 年 9 月 19 日 20120919 商局第 71 号)

1.4 製品認証スキームのタイプ

~~8 とする。【PD 200 付表 2】この指針は、電気工作物の製品（溶接部）認証の重要性に鑑み、同認証システムが JAB-P204「第三者製品認証システムの類型」の第 8 システムとして運用される場合の認定に適用する。~~

2. 引用法規及び引用文書

~~この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能である。~~

~~本文書において、引用又は言及している年版表示のない文書については、本章において年版表示をしている場合を除いて、最新版を適用する。~~

2.1 引用法規

~~a) 電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日 法律第 170 号）（以下、「法」という。）~~

~~b) 電気事業法施行規則（平成 7 年 10 月 18 日 通商産業省令第 77 号）（以下、「則」という。）~~

~~c) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 51 号）（以下、「技術基準」という。）~~

2.2 引用文書

~~a) JIS Q 17065(ISO/IEC 17065) 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項~~

~~b) TNS-S3102-2017 電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)の補足規準及び指針－製品認証機関に対する認定－(一般社団法人 火力原子力発電技術協会 発行)
JAB-PD102 「製品認証機関に対する認定の補足基準及び指針
－電気工作物溶接関連－」~~

~~JAB-PD103 「製品認証機関に対する認定の補足基準及び指針
－電気工作物の溶接士の承認－」~~

~~c) JAB-PD200 製品認証機関の認定の手順（以下、「PD200」という） JAB-P204
第三者製品認証システムの類型~~

~~d) TNS-S3101-2017 電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）
－(一般社団法人 火力原子力発電技術協会 発行)~~

~~e) 発電用火力設備の技術基準の解釈（以下、「技術基準解釈」という。）（平成 25 年 5 月 17 日 20130507 商局第 2 号）~~

~~f) 電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査（火力設備）の解釈（以下、「検査解釈」~~

という。) (平成 24 年 9 月 19 日 20120919 商局第 71 号)

~~h)~~ 電気事業法第 52 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド (以下、「検査ガイド」という。) (平成 24 年 9 月 19 日 20120919 商局第 72 号)

~~i)~~ JIS Z 3400 ~~金属材料の融接溶接の品質要求事項~~ ~~金属材料の融接~~

~~j)~~ JAB PD354 ~~「認定の基準」~~ についての分野別指針
 - 電気工作物の溶接：溶接管理プロセス ~~(以下、「PD354」という)~~

3. 定義

本指針の目的のためには、~~JAB PD102 TNS-S3102 I 43.~~ (定義) に記載の該当する定義等を適用する。

4. 認証機関

~~4.1~~ 認証機関は、本文書第 2 章に掲げられている引用法規及び引用文書の最新版を常備していることが望ましい。

~~4.2~~ 認証機関は、製品 (溶接部) の評価実施に際して、~~TNS-S3101-2011 (合同附属書 2.5)~~ に規定されている認証機関の運営及び業務に関する該当規定を遵守する旨の方針を品質マニュアル又は関連する品質手順書等に明示の上実施することが望ましい。

~~4.3~~ 認証機関は、契約等の規定された要求事項及び ~~TNS-S3101-2011 (合同附属書 2.5)~~ に基づき認証を希望する製品 (溶接部) の特定の溶接施工法及び溶接士技能のパラメータを含めて申請者 (申請に係る製品 (溶接部) の製造等を行う溶接施工工場 (溶接設計を行う組織 (*1)、溶接施工を行う組織 (*1)、溶接検査を行う組織 (*1) も含む)。以下同様) から提出される当該製品 (溶接部) の検査計画書 (呼称は限定しない) (*2) に応じて、当該製品 (溶接部) の評価のための試験・検査方法及び判定基準を 溶接民間製品認証規格 TNS-S3101 に基づき特定しうる認証基準を準備しておくことが望ましい。

(*1) ~~TNS-S3101-2011 解釈 4 解説 6.~~ による認証取得対象者

(*2) ~~TNS-S3101-2011~~ の 8.5 に基づき「その他の評価基準」を適用した場合は、当該評価基準を特定し得る情報 (評価基準名称、根拠文書の番号、同文書の日付等) を含む。

~~4.4~~ 認証機関は、製品 (溶接部) の認証に関わる試験・検査用設備の管理手順 (設備の種類、能力、校正、環境条件等) を、認証機関が自ら定めることが望ましい。

~~4.5~~ 認証機関は、製品 (溶接部) の認証に関わる試験・検査用設備について、申請者の設備を使用する場合は、認証機関が自ら定めた設備管理手順 (設備の種類、能力、校正、環境条件等) を、申請者に対して遵守依頼をすることが望ましい。

4.6 認証機関は、製品（溶接部）の認証に際し、当該認証の評価対象の検査記録及び試験品目（含対象製品（溶接部）放射線透過試験（RT）フィルム、試験片等）を認証機関としての記録又は刻印等により、該当すれば評価対象工程ごとに識別する手順を自ら定め実施することが望ましい。

4.7 認証機関は、製品（溶接部）の認証過程で得られた情報を申請者の書面による同意なしで、第三者に開示してはならないが、登録簿（認証書発行番号、法人名称、溶接施工工場名称、設置者名称、施設番号、製品（溶接部）の機器名称、同認証識別番号、同概要（ノウハウを除く）、他（*2））等認証機関の規定に基づいて公表される情報についてはこの限りではない。

4.8 認証機関は、電気事業法に基づき立入調査の必要が生じた場合等を考慮して、審査記録、評価試験データ（含観測原本）、評価結果、判定記録（判定基準を含む）等の記録を少なくとも5年間保存しておくことが望ましい。なお、記録の保管期限はTNS-S3102 I 5.3 項に準じ、適切な保管期限を認証機関が決定することが望ましい。

5. 認証機関の評価要員

5.1 認証機関の要員資格レベルについては、TNS-S3102JAB-PD102別表に示す「電気工作物の溶接に関する民間製品認証制度における認証機関の評価要員等資格レベル概要」を考慮に入れることが望ましい。

5.2 評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していることが望ましい。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していることが望ましい。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

~~4.5.32~~ 認証機関は、JAB-PD102 TNS-S3102 I 4.2 による他、関係職員が担当する業務に応じて、次の各事項に関する経験及び知識を有するように教育訓練をすることが望ましい。

- ・ボイラー等の製品（溶接部）の認証プロセスシステム及びその結果（認証された製品（溶接部））の使命についての自覚
- ・電気工作物に関する事項（定義、種類、機能、材料、構造、溶接箇所等）
- ・関連文書及び法規（政省令、告示、通達、技術基準及び解釈等を含む）の要求事項に関する事項
- ・溶接管理に係わる技術者の業務に関する事項
- ・その他、製品（溶接部）の認証に関連する業務に必要な事項

~~4.5.43~~ 認証機関は、対象製品（溶接部）の認証に携わる者の職務及び責任に関する範囲について取り決めて、該当すれば、溶接管理プロセスの認証、溶接施工法の認証、溶接士の承認等、認証機関としての他の業務に関する職務及び責任と関連づけて、法規（通達）、技術基準解釈、~~TNS-S3101-2011（合同附属書 2、5）~~等及び JIS Q 17065 及び TNS-S3102/PD102/PD103 の該当要求事項に基づき明確にし、文書化することが望ましい。

6. 認証の申請

~~4.6.1~~ 認証機関は、申請者に提供する製品（溶接部）に関わる評価・認証の詳細手順書及び認証基準を作成するに際しては、付表 1 に示す「製品（溶接部）評価・認証の概略フロー」を考慮に入れることが望ましい。

なお、申請者には、認証機関の認定についての地位（認定申請中等）及び正式な「認証書」の発行の手順に関して、誤解が生じないような情報を提供することが望ましい。

~~4.6.2~~ 認証機関は、申請書の記載内容又は添付書は、TNS-S3101-2011 解説 5.解釈 3.による。

7. 評価のための準備

~~4.7.1~~ 認証機関は、認証対象の製品（溶接部）に関わる評価（審査、検査及び試験）を、チームとして実施する能力を持つようチームを構成する評価要員等を、資格、適格性に関する基準に基づき選任することが望ましい。【TNS-S3102 I 補足規準（JAB-PD102 54.2）】

8. 評価

- 4-8.1 認証機関は、電気工作物の製品（溶接部）の評価を行う場合、TNS-S3101-2011及び同附属書 32、8-5に基づき、自ら評価する手順を定め実施することが望ましい。申請者が、溶接設計を行う組織、溶接施工を行う組織、溶接検査を行う組織の場合は、該当する項目について評価することがよい。記録には、図面、ミルシート、検査記録、写真（検査の記録として撮影されたものに限る）、検査チェックシート、校正・点検対象測定設備管理記録等の当該製品（溶接部）の検査に対応するすべての記録を含むことが望ましい。なお、必要に応じて実地評価等の手段によることが望ましい。
- 4-8.2 認証機関は、製品（溶接部）の検査計画書並びに検査実施手順書について、TNS-S3101-2011及び同附属書 32、8-5に基づいて作成されているかについて、製品（溶接部）の詳細評価前に確認することが望ましい。
- 4-8.3 認証機関は、製品（溶接部）の詳細評価に先立ち、当該製品（溶接部）に適用される溶接施工法の区分は、所定の手順により認証又は適合確認されたもので、かつ、有効に維持管理されているものであることを確認することが望ましい。
- 4-8.4 認証機関は、製品（溶接部）の詳細評価に先立ち、当該製品（溶接部）に携わる溶接士技能（資格）の区分及び溶接に使用される溶接機の種類（機械化又は自動化溶接設備については種類・容量）を含む溶接作業条件の適合性を確認することが望ましい。
- 4-8.5 認証機関は、製品（溶接部）の詳細評価に先立ち、該当すれば、試験・検査用設備に関わる4.5の指針への対応（依頼）事項についても考慮されているかを確認することが望ましい。また、試験、検査を実施する際には、試験設備及びゲージ等を含む測定設備については、適正に管理し、かつ、定められた間隔で校正又は点検されたものであることを確認することが望ましい。実地評価の際に使用する測定設備で携行可能なもの（例：コンバックス、ノギス、マイクロメータ、ゲージ類、ストップウォッチ、温度計、電圧・電流計、識別刻印等）は携行することが望ましい。ただし、申請者との間で必要な取り決め及び手順を設けて実行し、これら携行可能な設備に係わる認証機関が行うべき管理と同等の適正な管理を申請者が自らの設備に関して実施していることが実証できる場合は、識別刻印を除いて、これら設備の携行に代えて、申請者の設備を使用することができる。
- 4-8.6 認証機関は、溶接管理プロセス認証時に溶接管理プロセスを評価するために、当該プロセスの結果としての製品（溶接部）の代表サンプルとして評価した製品（溶接部）が、その評価手順を含め当該製品（溶接部）の認証基準に対しても適合している場合で、かつ、認証対象製品（溶接部）として認証書を発行する場合は、そのための予め定めた手順書に従い、当該溶接管理プロセス認証のための代表サンプルとしての評価を実施することが望ましい。【(JAB-PD354 E8.7)】

~~4~~8.7 認証機関は、 製品（溶接部）の認証評価時に不適合を発見した場合は、 当該不適合の除去のみならず、 当該不適合が現品のみの問題なのか、 TNS-S3101-2011（~~合同附属書1~~）に基づく溶接管理プロセスの問題も関わっているのかについて、 予め作成した手順書に従って確認の上、 適切に指摘するとともに、 当該不適合の再発防止のために有効な是正処置を要求することが望ましい。~~【(JAB-PD354 E8.8)】~~

~~4~~8.8 認証機関が製品（溶接部）の認証に係る評価に際し、 国又は溶接安全管理審査機関が、 当該製品（溶接部）を対象とする非破壊検査、 機械検査及び／又は耐圧検査について当該認証評価と同時期に立会により安全管理審査を行う場合、 認証機関は、 製品認証評価を当該安全管理審査に先立って実施するなどして、 製品認証プロセスの結果や客観性、 公平性に影響が生じないことを確実にするとともに、 当該安全管理審査に係る安全管理審査官又は安全管理審査員との当該製品認証若しくは安全管理審査に係わる正当化されない情報交換を直接的若しくは間接的にも行わないように運営するのがよい。
~~【TNS-S3102 I (TNS-S3101-2011 8.6.)】~~

9. 評価報告書

~~4~~9.1 実地評価を実施した場合は、 評価場所を離れる前に評価チームは、 当該製品（溶接部）の認証基準（含該当すれば「その他の評価基準」（*2））に対する適合性に関して当該実地評価結果の特に重要と思われる事項（当該評価結果が、 認証に関する決定を行う者により予め承認されている範囲内である場合は、 当該評価対象工程の適合・不適合の表明を含めてもよい。）を書面にて申請者に提示の上、 評価チームが検出した事項及びその根拠について質問の機会を与えることが望ましい。

10. 認証に関する決定

~~4~~10.1 製品（溶接部）の認証申請時点で、 関連する溶接管理に係るプロセス認証登録が申請中の場合は、 製品（溶接部）の認証書を発行する時点／発効日までに、 その申請に係わるプロセス認証登録が有効になっていることを確認することが望ましい。

~~4~~10.2 製品（溶接部）の認証有効期間については、 TNS-S3101-2011（~~合同附属書 2、 5~~）に基づき非該当とするのがよい。

~~4~~10.3 認証機関は、 認証書を発行する際は、 TNS-S3101-2011-~~解釈解説~~10.によること。
また、認証製品の ICS コードは付表 2 による。なお、

~~（注）~~ 認証機関が認定取得前に認証した場合の認証書の扱いは TNS-S3102 I 5.4 項による。は、「認証書」に代えて「評価完了書」、「評価終了書」等の名称の認証文書を発行する。
~~（記載内容には上記情報を含める。）~~ なお、認証機関が認定取得後に正式な「認証書」を発行する際は、認定審査において是正処置の要求がなされた場合は、当該項目を是正した評価に基づき発行する。【TNS-S3101-2011 解説 4.1】

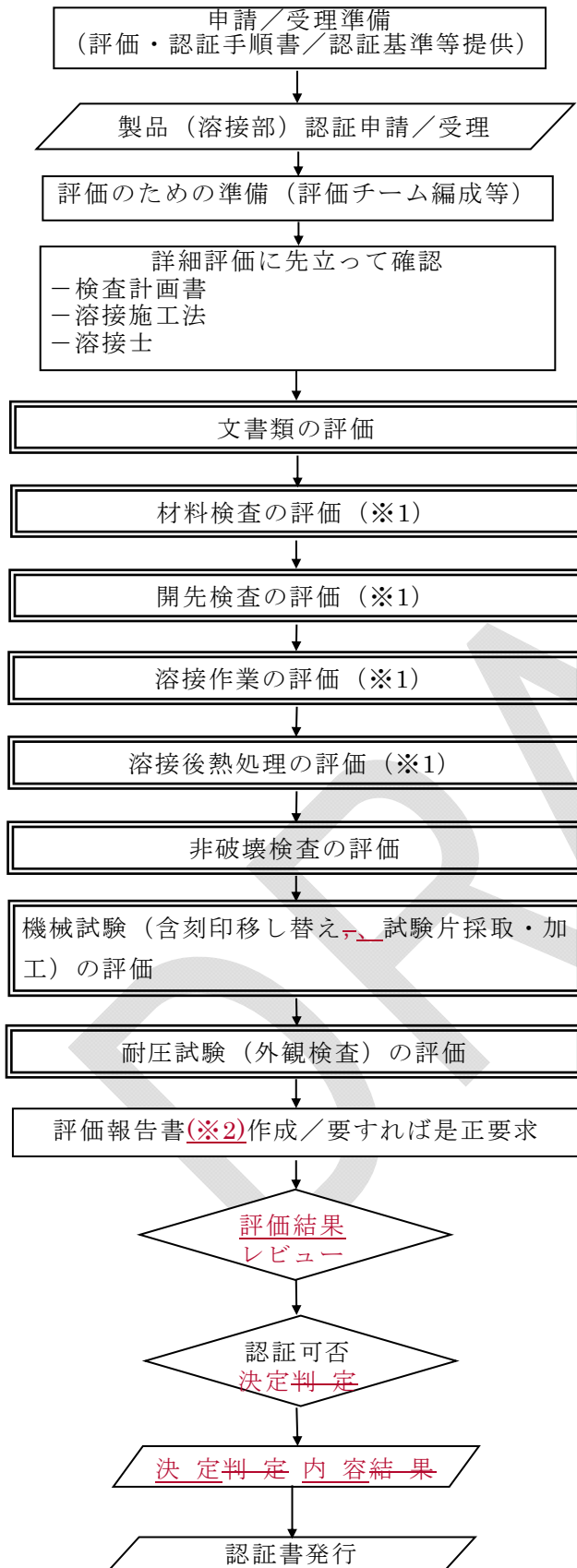
11. サーベイランス

11.1 製品（溶接部）の認証システムは、JAB PD200 付表 2204に規定されている タイプ第8システムとして運用されるので、製品（溶接部）の認証に関する定期的サーベイランスの実施は要求されないが、認証済製品（溶接部）について認証に関わる問題が発生した場合若しくは発生することが予想される場合は、臨時のサーベイランスを行うための手順書を作成の上実施することが望ましい。また、その場合、臨時のサーベイランスを実施する可能性があることを予め申請者と合意しておくことが望ましい。

12. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用

12.1 適合マークのデザイン又は付随情報は、発行者及びマークの対象とする側面（例えば、製品（溶接部）の溶接技術基準適合性、安全性、環境、性能、倫理等）を、誤解を避ける方法で特定しなければならない。また、適合マークのデザイン又は付随情報は、これらの側面に関して公開され利用できる情報を引用しなければならない。認証機関は、マーク管理手順書を準備することが望ましい。

付表1 製品（溶接部）評価・認証の概略フロー



(備考)

- : 作業
- ▣ : 認証機関による評価
- ▤ : 書類
- ◇ : レビュー/決定判定

~~(評価関連の出典は TNS-S3101-2011 附属書 2、5 の各検査項目の判定基準欄を参照)~~

※1 機械試験を実施する場合は、試験材についても評価を行う。

※2 「製品評価Ⅱ」の場合は、原則各評価完了毎に評価書を発行する。ただし、材料から耐圧試験までの評価をまとめて実施できる(TNS-S3101 附属書 5.4 及び 6 項参照)。

付表2 電気工作物の溶接に関する民間製品認証制度における ICSコードと認証区分等の例 ~~認証/認定範囲の分類~~

ICSコード コード レベル 項目	認定 認証 対象 範囲 分類	認証区分及び該当する対象項目・機器、 ISO・JIS 等の例
25	生産工学	溶接、ろう付け及びはんだ付け
25.160	溶接、ろう付け及びはんだ付け	溶接管理・溶接士
25.160.01	溶接、ろう付け及びはんだ付け一般	<p>JIS Z 3400(ISO 3834-1~5 MOD): 金属材料の融接溶接の品質要求事項—金属材料の融接</p> <p>JIS Z 3410(ISO 14731 IDT): 溶接管理—任務及び責任</p> <p>JIS Z 3801: 手溶接技術検定における試験方法及び判定基準</p>
25.160.10	溶接工程	<p>施工法</p> <p>JIS Z 3040: 溶接施工方法の確認試験方法</p>
25.160.27	溶接、ろう付け及びはんだ付けエネルギー及び熱伝達工学	<p>共通</p> <p>溶接部</p> <p>—電気工作物関係</p>
27.010	エネルギー及び熱伝達工学一般	<p>外径 150mm 以上の管（ガス化炉設備のうち該当する管を含む）（液化ガス設備にあっては液化ガス燃料設備に係るものに限る）【付則第 79 条第 1 号ロ、第 2 号ロ】</p>
27.040	ガス及び蒸気タービン、蒸気機関	<p>・熱交換器等（ガス化炉設備のうち該当する容器を含む）</p> <p>タービン関係機器（蒸気だめ、熱交換器）</p> <p>【付則第 79 条第 1 号イ】</p>
27.060	バーナー、ボイラー	<p>—</p>
27.060.30	ボイラー及び熱交換器	<p>溶接部（ボイラー等※）</p> <p>・ボイラー等（ガス化炉設備のうち該当する容器を含む）</p> <p>ボイラー、独立過熱器、独立節炭器、蒸気貯蔵器、作動空気加熱器</p> <p>・熱交換器等（ガス化炉設備のうち該当する容器を含む）</p> <p>蒸気だめ、熱交換器、発電用火力機器のうちタービン関係機器</p> <p>ボイラー等及び液化ガス設備以外のもの</p> <p>・液化ガス設備（ガス化炉設備のうち該当する容器を含む）</p> <p>液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器、ガスホルダー、冷凍設備（受液器及び油分離機に限る）【付則第 79 条第 1 号イ】</p>

27.070 2	燃料電池	燃料電池発電所に係る次の機械又は器具 ・容器、熱交換器又は改質器であって、内径が200 mmを超えかつ長さが1000 mmを超えるもの又は内容積が0.04m ³ を超えるもの、 則第79条第2号イ
------------------------	------	---

(注記)

- ※部のボイラー等は、火力発電所及び燃料電池発電所に係る機械器具（発電用火力機器）とする。
- ※部のボイラー等の関係法規は、則第79条、第80条。
- 溶接管理プロセスの認証については、25.160.01の如く表示する。
溶接施工法の認証については、25.160.10の如く表示する。
溶接士技能の承認については、25.160.01の如く表示する。
製品（溶接部）の認証については、25.160; 27.040の如く表示する。
- 「認証区分及び該当する対象項目・機器、ISO・JIS等の例」欄のボイラー等、熱交換器等、液化ガス設備及び燃料電池発電所に係る機械器具の定義は技術基準解釈第105条「用語の定義」による。

様式番号 JAB NF18 REV.0

改定履歴（公開文書用）

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2004-04-16	製品プログラム マネジャー (製品)	製品技術 委員会
2	省略	2005-08-01	製品プログラム マネジャー (製品)	製品技術 委員会
3	省略	2006-08-21	製品プログラム マネジャー (製品)	製品技術 委員会
4	火原協規格TNS-S3101-2011年度版に対応した改定	2012-06-01	製品プログラム マネジャー (製品)	製品技術 委員会
	1) 製品認証規格をTNS-S3101-2011（火力）に限定することにより、認定範囲から原子力分野を削除し、火力分野に限定			
	2) 溶接事業者検査における民間製品認証制度の位置づけ変更による記載内容の変更			
	3) 分野別指針から民間製品認証規格へ移行された部分の削除			
	4) ISO/IEC17025 要員及び ISO/IEC17020 検査員の削除			
	5) 不確かさ要求事項の削除			
5	JIS Q 17065 発行に伴う改定	2014-06-01	製品プログラム マネジャー (製品)	製品技術 委員会
6	・ <u>TNS-S3101-2018に対応した以下の改定</u> <u>[PD354-357共通]</u> <u>－TNS規格へのJAB PD102、PD103の取 込みと、それに伴うJAB PD102、PD103 の廃止に係わる修正。</u> <u>－認証対象製品の明確化(PD356では承 認対象)と認証基準の明確化。</u>	<u>2018-mm-d</u> <u>d</u>	<u>プログラムマ ネジャー (製品)</u>	<u>製品技術 委員会</u>

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
	<p><u>－ JAB P204の廃止に伴う修正。</u></p> <p><u>－ 記録の保管期限はTNS-S3101において 明確化されたことから該当箇所を引用 し、分野別指針としては廃止。</u></p> <p><u>－ 認証機関の要員についてレビューアー 及び認証決定者の力量の明確化。</u></p> <p><u>－ TNS-S3101の構造変更に伴う修正。</u></p> <p><u>－ 付表1における認証プロセス内での「レ ビュー機能」の明確化。</u></p> <p><u>－ 付表2の分野別指針内での位置づけの 明確化(10項)及び内容の整理。</u></p> <p><u>－ 文言の明確化、誤記修正、引用文書の 最新版化、引用文書との整合化等。</u></p> <p>[PD 357固有]</p> <p><u>－ 「製品評価I」及び「製品評価II」は「認 証区分」の扱いとし、認証対象製品は 変更せず「製品(溶接部)」。(1.2)</u></p> <p><u>－ 臨時審査について申請者との事前合意 を明確化。(11.1)</u></p> <p><u>－ 「製品評価II」の評価書の扱いを明確 化。(付表1)</u></p>			

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。